

International Tax Updates

パナマ税制改正における日系海運企業の留意点

September 2026

In brief

パナマでは、2026 年 9 月 2 日付の Executive Decree No. 32¹により、2026 年 5 月 28 日付で制定された Law No. 526 で導入された Economic substance requirement (以下、「経済実体要件」)に関する詳細な規則が定められました(以下、「本制度」)。

本制度により、多国籍企業グループの構成会社であり、配当、利子、ロイヤルティおよびキャピタルゲイン等の国外源泉受動的所得を稼得するパナマ法人等を対象とする経済実体要件が導入されました。本制度は、パナマ法人等を活用する一定の海運ストラクチャーを含む幅広い業種・事業(例:持株、ファイナンス、トレジャリー、知的財産)に影響を及ぼす可能性があります。

従来パナマのテリトリアル課税制度により課税対象外とされていた国外源泉受動的所得について、パナマ法人等が今後同様の取り扱いを受けるためには、適切な人員、施設、経営・管理機能および事業支出など、パナマにおける十分な経済実体を有することを示す必要があります。一定の要件を満たさないパナマ法人等には、関連する国外源泉受動的所得に対して 15%の税率による課税を受ける可能性があります。また、本税制改正では、新たな報告義務および租税回避防止措置等も導入され、2027 年 1 月 1 日以後開始事業年度から適用されます。なお、一定の事業については、所定の要件を満たすことを条件として本制度の適用対象外とされています。

In detail

1. 適用範囲

本制度は、パナマに所在する法人等のうち、多国籍企業グループの構成会社であり、配当、利子、ロイヤルティ、キャピタルゲイン、不動産所得等を含む国外源泉受動的所得を受領するものに適用されます。

多国籍企業グループとは、所有または支配を通じて相互に関連し、複数の国で事業を行う企業から構成されるグループをいいます。これには、親会社、その子会社および他の法域に所在する恒久的施設が含まれます。な

¹ PwC Panama 「Tax and Legal News」

<https://www.pwc.com/ia/es/publicaciones/Noticias-Tax-Legal/Tax-and-legal-2026/Tax-and-Legal-News-Sustancia.pdf>

お、重要性の観点のみを理由として連結対象から除外されている会社も当該グループの構成会社とみなされません。

2. 経済実体要件

経済実体要件とは、法人等が得る国外源泉受動的所得の性質、規模および複雑性に見合う形で、人材、資産および施設がパナマに実際に存在し、利用されていること、ならびに十分な指揮、統制、リスク管理および事業支出が行われていることを意味します。

経済実体要件には、特に以下が含まれます。

- ・ パナマ国内において、適格な人員および十分な施設を有していること
- ・ パナマ国内において、重要な経営上の意思決定を行い、関連するリスクを負担していること
- ・ 受動的所得を生み出す活動に見合う事業コストおよび費用を負担していること

一定の条件の下で業務の外部委託が認められており、委託業務がパナマ国内で実施され、かつ法人が当該業務に対する監督・管理を維持している場合には、経済実体要件の充足に影響を与えないものとされます。

他方、国外源泉受動的所得を生み出す中核的活動をパナマ国外へ外部委託している場合、当該活動は経済実体の判定上考慮されません。

経済実体要件の充足状況に基づく法人区分は以下の通りです。

- ・ 適格法人等：パナマで設立され、またはパナマに所在する多国籍企業グループの構成会社であって、国外源泉受動的所得を稼得し、特定の課税期間において受動的所得の種類ごとに経済実体要件を満たす法人
- ・ 非適格法人等：パナマで設立され、またはパナマに所在する多国籍企業グループの構成会社であって、特定の課税期間に生じた受動的所得の種類ごとに、第 707-F 条に定めるいずれかの状況に該当するもの²

上記法人区分のうち、非適格法人等が得る国外源泉受動的所得については、当該課税期間の課税所得（純額³）に対して 15%の税率で課税され、これに加えて、加算税、罰金および利息が課されます。

当該受動的所得について国外で納付した税額は、パナマで納付すべき税額を上限として外国税額控除を適用することができます。

なお、多国籍企業グループの構成会社であるパナマ法人等は、以下を行う必要があります。

- ・ 毎期の法人税申告書において国外源泉受動的所得を報告すること
- ・ 経済実体要件の充足性を説明するための情報を提供すること

3. 租税回避防止規定

本制度には、実質的な経済実体を伴わず、税務上の利益を得ることを主たる目的とするストラクチャーまたは取決めについて、税務当局が理由を付した決定によりこれを否認できる旨の租税回避防止規定が含まれています。

2 非適格法人等には、報告義務を履行しない、十分な経済的実体を立証できない、またはその活動、受動的所得、資産、リスク、人材、施設もしくは事業支出に関する情報を提供しない、あるいは不正確もしくは不完全な情報を提供する法人等が含まれます。

3 純所得は、国外源泉受動的所得の稼得に必要であり、適切な証憑を備え、かつ当該所得の獲得に直接関連するコストおよび費用を控除して算定されます。

4. 適用除外

一定の要件を満たす場合、例えば以下の法人等については本制度の適用対象外とされています。

- パナマの特別海事法令に基づく船舶登録制度の下で登録された船舶の商業運航事業を営む法人
- パナマ銀行監督庁 (Superintendence of Banks of Panama) および証券市場監督庁 (Superintendence of the Securities Market) の監督下にある金融機関
- パナマ保険監督庁 (Superintendence of Insurance of Panama) の監督下にある保険会社および再保険会社
- 規制対象となる証券仲介業者
- 投資ファンドおよび年金基金の運用会社
- 特別制度の適用を受ける海運関連事業者

5. 適用時期

本制度は 2027 年 1 月 1 日以後開始事業年度から適用されます。

The takeaway

パナマの船舶保有会社 (以下、「船舶 SPC」) を利用する日系海運企業に対する本制度の影響は、当該法人等の活動内容によって異なります。本制度は、所定の要件を満たすことを条件として、パナの海事特別制度に基づき登録された船舶を商業運航する法人等を適用対象外としています。したがって、実際に船舶運航を行う一部の船舶保有ストラクチャーは、新制度の適用対象外となる可能性があります。船舶の保有等を行い、かつ受動的所得を得るパナマ法人等については、当該適用除外の可否、適用除外とならない場合に求められる追加的な経済実体、ガバナンスの設計および報告対応について早急に検討が必要と考えられます。特に、パナマ船籍ではない船舶を保有する船舶 SPC が適用除外を享受できるかについては、慎重な分析が必要です。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

和田 光正

ディレクター

渡辺 雅也

パートナー

山田 祐介

ディレクター

内藤 芳斗

パートナー

白土 晴久

シニアマネージャー

松野 晃佳

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務における生成 AI などの最新テクノロジーの活用を含め、幅広い税務コンサルティングを PwC グローバルネットワークと連携しながら提供しています。税務の専門性とテクノロジーを融合させ、経営課題の解決に資するビジネスパートナーとして、企業を包括的に支援することを目指します。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 の国と地域に 364,000 以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.